

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年12月9日

令和4年度上半期の消費生活相談の概況について

～県内の相談件数 24,809 件、昨年度同期比 6.8%増～

埼玉県及び県内市町村では、県民の皆さまから消費生活に関する相談を受け付け、解決のためのアドバイスや事業者とのあっせんを行っています。

このたび、令和4年度上半期(4月～9月)の消費生活相談の概況をまとめました。

なお、概況はホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/nenpou/index.html>

● 上半期の相談概況

令和4年度上半期に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は24,809件で令和3年度同期に比べ1,575件(6.8%)増加しました。特徴については次のとおりです。

- (1) 「通信販売での定期購入」に関する相談が約25%増加しました。
- (2) 「偽サイト」に関する相談が約60%増加しました。
- (3) 「エステティックサービス」に関する相談の増加が約4倍に急増しました。

● 相談窓口

商品を購入したりサービスを利用して、おかしいと感じたりトラブルが生じてしまった場合には、一人で悩まずに、すぐに市町村の消費生活センターや県の消費生活支援センターに御相談ください。

いやや

全国共通の「消費者ホットライン」188番にお電話し、お住まいの地域の郵便番号を入力していただければ、お近くの消費生活センターなどにつながります。

いやや
消費者ホットライン【全国共通】188

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口へ案内してくれます。

埼玉県消費生活支援センター(川口) 048-261-0999

埼玉県消費生活支援センター熊谷 048-524-0999

【相談時間】月・火・水・木・金(※川口は土も受付) 午前9時～午後4時

市町村の消費生活相談窓口は以下のリンクから確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-sityouson.html>